

資料 4

平成17年度高等専門学校
機関別認証評価委員会（第4回）

実施大綱（案）及び高等専門学校評価基準（案）の変更点について

I 実施大綱（案）について

1. 「はじめに」について（修正箇所：P i）
重複している部分をまとめるなど、文書を分かりやすくするため整理した。
2. 「目次」について（修正箇所：P ii）
本文を分かりやすくするため、新たに項立てしたことに伴い修正した。
3. 「高等専門学校評価基準の内容」について（修正箇所：P2, P3）
本文を分かりやすくするために、新たに項立てした。
4. 「高等専門学校評価基準等の変更手続き」について（修正箇所：P4, P7）
本文を分かりやすくするために、新たに項立てした。
5. 「評価結果の公表」について（修正箇所：P5, P6）
評価結果の公表については、従来の実施大綱においては、高等専門学校から提出された自己評価書の公表については記述がなかったが、認証評価の透明性や社会に対する説明責任を果たす観点から、高等専門学校から提出された自己評価書（高等専門学校の自己評価で根拠として提出された資料・データを除く。）についても、評価結果の公表の際に併せて公表するよう関係する記述を修正した。
6. その他字句等の修正について（修正箇所：P1～P7）
適切な表現に字句を修正した。

II 高等専門学校評価基準（案）について

1. 「はじめに」について（修正箇所：P i）
適切な表現に字句を修正した。
2. 「基準4 学生の受入」について（修正箇所：P7, P8, P32）
「アドミッション・ポリシー」という用語を国において使用している表現に統一した。
また、それにともない「アドミッション・ポリシー」の用語の解説を削除した。
3. 「基準5 教育内容及び方法」について
 - (1) 基本的な観点 5－3－①について（修正箇所：P10）
「教育課程の編成の趣旨」を分析している当該観点が明確になるよう、記述を修正した。
 - (2) 基本的な観点 5－5－②について（修正箇所：P11）
上記(1)と同様
4. 複数の基準に関する事項について（修正箇所：P9, P14）
「単位取得」という語について、法令等で一般的に使用されている「修得」に用語を修正した。

高等専門学校機関別認証評価実施大綱 (案)

(見え消し版)

平成17年3月

(平成18年 月改訂)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）について、その基本の方針、及び評価の実施に関する基本的な内容等を示したものです。

国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第69条の3第2項、第70条の10及び学校教育法施行令第40条）

当機構においては、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の業務規定に基づき、国・公・私立高等専門学校に対して、学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障するとともに、その教育研究水準の向上に資することを目的として、~~独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の業務規定に基づき~~、高等専門学校機関別認証評価を実施します。するものです。

本大綱は、~~高等専門学校機関別認証評価における基本の方針及び評価の実施に関する基本的な内容について記載しています。~~評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「高等専門学校評価基準」の規定に基づいて実施します。この他に、評価の詳細な手順等については示すものとして、各高等専門学校が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。

機構の実施する評価は「大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ために行うものです。本評価の実施に当たっても、この目的に十分にきとに配慮し、これまでの評価の経験の蓄積を活かすとともに、評価を受けた高等専門学校等の意見を踏まえた上で、常に、より良い高等専門学校評価のシステムを求め、開放的で進化する高等専門学校評価となるよう努めてまいります。

目 次

はじめに	i
I 評価の目的	1
II 評価の基本的な方針	1
III 評価の実施体制等	2
<u>IV 高等専門学校評価基準の内容</u>	2
<u>V</u> 評価の実施方法等	3
<u>VI</u> 評価のスケジュール	5
<u>VII</u> 評価の結果の公表	6
<u>VIII</u> 情報公開	6
<u>IX</u> 評価費用の徴収	6
X 評価の時期	7
XI 追評価	7
<u>XII</u> <u>教育研究活動等の内容の大きな変更の届け出</u>	7
<u>XII</u> <u>高等専門学校評価基準等の変更手続き</u>	7

評価の目的

機構が、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて実施する高等専門学校機関別認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

高等専門学校機関別認証評価に関して、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。

評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てること。

高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として高等専門学校が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

（１） 高等専門学校評価基準に基づく評価

この評価は、高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

（２） 教育活動を中心とした評価

この評価は、全ての国・公・私立高等専門学校が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施します。

なお、高等専門学校の希望に応じて、教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動の状況や、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況についても、高等専門学校の希望に応じて評価を実施します。

（３） 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価

この評価は、高等専門学校評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各高等専門学校の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

（４） 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す高等専門学校評価基準及び別に定める自己評価実施要項に基づき、高等専門学校が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果(高等専門学校の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。)を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する高等専門学校の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、

評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校¹の教育研究活動等を適切に評価するため、高等専門学校¹の教員及びそれ以外の者であって高等専門学校¹の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた高等専門学校等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立高等専門学校¹の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校¹機関別認証評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象高等専門学校¹の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各高等専門学校¹の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象高等専門学校¹の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。ただし、対象高等専門学校¹に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

評価担当者は、国・公・私立高等専門学校¹、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、高等専門学校¹評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

高等専門学校¹評価基準の内容

(1) 高等専門学校¹評価基準は、教育活動を中心として高等専門学校¹の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、11の基準及び選択的評価基準で構成されています。

(2) 11の基準は、高等専門学校¹の教育研究活動等の総合的な状況を考慮し、機構が高等専門学校¹として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての高等専門学校¹を対象としています。

また、選択的評価基準は、11の基準とは異なる側面から高等専門学校¹の活動を評価するために、教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい「研究活動の状況」や、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設けており、希望する高等専門学校¹を対象としています。

(3) 基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、高等専門学校¹の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

二 評価の実施方法等

(1) 高等専門学校評価基準の内容

高等専門学校評価基準は、教育活動を中心として高等専門学校の総合的な状況の評価するために、11の基準及び選択的評価基準で構成されています。

11の基準は、高等専門学校の教育活動等の状況を考慮し、機構が高等専門学校として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての高等専門学校を対象としています。

また、選択的評価基準は、希望する高等専門学校を対象として、「研究活動の状況」及び「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設けています。

基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

(2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施します。

高等専門学校における自己評価

各高等専門学校は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。

自己評価は、11の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、高等専門学校全体として、また、必要に応じて学科・専攻科ごとに高等専門学校の教育活動等の状況を分析し、記述します。各高等専門学校には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。また、各高等専門学校の優れた点、改善を要するべき点などを評価し、記述します。

選択的評価基準に係る自己評価については、11の基準ごとの自己評価に準じますが、上記に加え、その基準に関わる各高等専門学校が有する目的の達成状況の判断を行います。

機構における評価

- () 11の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、高等専門学校全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学科・専攻科ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」及び高等専門学校が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行います。

また、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各高等専門学校が有する目的の達成状況等について評価することとしています。

- () 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。選択的評価基準についても同様の指摘を行います。

- () 高等専門学校全体として、11の基準の全てを満たしている場合に、機関としての高等専門学校が当機構の高等専門学校評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。

また、一つでも満たしていない基準があれば、高等専門学校全体として高等専門学校評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

() 選択的評価基準については、11の基準における評価に準じますが、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各高等専門学校が有する目的の達成状況等について評価します。

(23) 評価方法

評価は、各評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査においては、別に定める「評価実施手引書」自己評価実施要項に基づき、各高等専門学校が作成する自己評価書（各高等専門学校の自己評価において根拠として提出された資料・データを含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行いますに基づいて調査を実施します。訪問調査においては、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかったできない事項等を中心に調査を実施します。

これらの調査、分析結果を基に、各評価部会が評価結果案を作成します。評価結果案は、評価委員会において審議し、評価結果として取りまとめられます。

(34) 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、高等専門学校における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行います行った上で、最終的な評価結果を確定します。

基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合にはの審議に当たっては、評価委員会の下に申立ての審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において最終的な評価結果を確定します。

(5) 高等専門学校評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた高等専門学校や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜、高等専門学校評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

(なお、選択的評価基準については、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設けていますが、評価の経験や関係者等の意見を踏まえ、これ以外の選択的評価基準を設けることなども考えられます。)

高等専門学校評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。

評価のスケジュール

評価実施の前年度

6月～7月

機構による評価に関する
説明会の実施

9月末

評価の申請及び受付

11月～12月

高等専門学校^等の自己評価
担当者^等に対する研修の
実施

評価実施年度

翌年6月末

自己評価書の提出

翌年7月～翌々年1月

機構における評価の実施

翌々年1月末

評価結果の通知

翌々年2月

意見の申立ての手続

翌々年3月

評価結果の確定及び公表

評
価
担
当
者
に
対
す
る
研
修
の
実
施

機関別認証評価の仕組み、方法などを説明します。

高等専門学校から評価の申請を受け付けます。

高等専門学校の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

高等専門学校は、機構の示す自己評価実施要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、高等専門学校から提出された自己評価書に基づき書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果案を作成します。評価結果案は、高等専門学校機関別認証評価委員会において審議し、評価結果として取りまとめられ

機構は、評価結果を確定する前に対象高等専門学校に通知します。

対象高等専門学校は、機構から通知された評価結果に対して意見がある場合、意見の申立てを行います。

機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、高等専門学校機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書としてまとめ、対象高等専門学校及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

評価結果の公表の際には、高等専門学校から提出された自己評価書（高等専門学校の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データを除く。）を機構のウェブサイトに掲載します。

＝ 評価の結果のと公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、対象高等専門学校及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及び機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。
- (3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を図るため、高等専門学校から提出された自己評価書(高等専門学校の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データを除く。)を機構のウェブサイトに掲載します。

＝ 情報公開

- (1) 機構は、社会と高等専門学校の双方に開かれた組織であるとともに、高等専門学校評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイト(~~<http://www.niad.ac.jp/>~~)への掲載等適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「独立行政法人等情報公開法」という。)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。
ただし、高等専門学校から提出され、機構が保有することとなった法人文書((3) で公表するものを除く。)の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該高等専門学校と協議します。

＝ 評価費用の徴収

- (1) 評価を実施するに当たって、以下の評価手数料を徴収します。

基本費用	160 万円
1学科当たり	20 万円
- (2) 評価手数料の納付手続き、及び「選択的評価基準」及び「追評価」に係る評価手数料、その他評価手数料に係る事項等については、別に定めるところによります。

＝ 評価の時期

- (1) 評価は、毎年度1回実施します。
- (2) 評価を希望する高等専門学校は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。また、機構は、高等専門学校から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該高等専門学校の評価を実施します。
- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請するを受け付けることとします。(高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校については、この限りではありません。)

追評価

高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続きに従ってとるにより、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、高等専門学校全体として高等専門学校評価基準を満たしているものと認め、その旨を公表します。

教育研究活動等の内容の大きな変更の届け出

高等専門学校評価基準を満たした高等専門学校が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。

高等専門学校評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた高等専門学校や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜、高等専門学校評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

(なお、選択的評価基準については、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設けていますが、評価の経験や関係者等の意見を踏まえ、これ以外の選択的評価基準を設けることなども考えられます。)

高等専門学校評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。

高等専門学校評価基準（機関別認証評価） （案）

（見え消し版）

平成17年3月

（平成18年 月改訂）

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

この高等専門学校評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第70条の10の規定において準用する第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価[※]に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の基準と2つの選択的評価基準で構成されています。

高等専門学校評価基準は、高等専門学校の正規課程[※]における教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況を評価するためのものです。11の基準には、機構が高等専門学校として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として高等専門学校全体を単位として行いますが、基準によっては、準学士課程[※]、専攻科課程[※]ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。高等専門学校全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしていると判断されることになります。

基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして趣旨を設けています。

さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための基本的な観点[※]を設けています。各高等専門学校には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を各高等専門学校が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び高等専門学校が設定した観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることになります。

上記の11の基準のほか、各高等専門学校の希望に基づいて評価を実施する、選択的評価基準を設けています。

選択的評価基準においては、11 他[※]の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各高等専門学校が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

目 次

はじめに	i
基準1 高等専門学校の目的	1
基準2 教育組織（実施体制）	3
基準3 教員及び教育支援者	5
基準4 学生の受入	7
基準5 教育内容及び方法	9
○ 準学士課程	
○ 専攻科課程	
基準6 教育の成果	13
基準7 学生支援等	15
基準8 施設・設備	17
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	19
基準10 財務	21
基準11 管理運営	23

選択的評価基準について	26
選択的評価基準 研究活動の状況	27
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	29
用語の解説（本文中，※印の付されている用語の説明）	32

基準1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないこと。
- 1-2 目的が，学校の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

趣旨

本評価においては，高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう，高等専門学校に対してその学校の教育研究活動に関する目的の明示を求め，その内容を踏まえて評価を行います。この学校の目的とは，高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果などを言います。

各高等専門学校は，各学校が持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その高等専門学校の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法に定められた高等専門学校一般が果たすべき目的にはずれるものであってはならないことは当然です。また，目的は，教職員や学生など学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。

このことは，各高等専門学校の教育研究活動を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

また，高等専門学校の運営に関する中期目標等を有しており，その達成状況等を評価内容に反映させるためには，その基本的な内容を目的として位置付けることも可能です。

なお，各高等専門学校がその教育研究活動に関して，例えば，国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合，そのことを明示することで，高等専門学校の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。

基本的な観点

- 1-1-① 目的として、高等専門学校使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1-1-② 目的が、学校教育法第70条の2に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。

- 1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

基準 2 教育組織（実施体制）

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織）が，目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

趣旨

この基準は，各高等専門学校に教育に係る基本的な組織や，各種委員会等，その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

高等専門学校がその目的を達成するために教育活動を有効に行えるよう，学科，専攻科，各種センターなどの教育組織及びその他の教育の実施体制が，その学校の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，学校全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を展開していくためには，その運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。

基本的な観点

- 2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
-
- 2-2-① 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。
 - 2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。
 - 2-2-③ 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

趣旨

この基準では、基準1で定められた高等専門学校の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。

学校の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各学校には、高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。

さらに、学校において編成された教育課程を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていることが必要です。

基本的な観点

- 3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。
 - 3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
 - 3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。
 - 3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置(例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。)が講じられているか。
-
- 3-2-① 教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切な運用がなされているか。
 - 3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。
-
- 3-3-① 学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー[※]）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

趣旨

この基準では、各高等専門学校[※]の学生の受入の状況について評価します。

高等専門学校[※]の学生の受入の在り方は、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各学校の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見い出す観点に立って実施されることが重要です。

このため、将来の学生を含め社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」として明確に定め、公表されていることが必要です。

その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が適切に実施されていることが求められます。

なお、高等専門学校[※]の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各高等専門学校[※]の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

基本的な観点

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科課程入学者選抜等が考えられる。）の基本方針などが記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。
- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。
- 4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定，進級・卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。
- 5-4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

(専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

趣旨

教育内容及び方法は，高等専門学校教育の質の保証を行う上で，根幹的な部分です。

各学校の教育内容及び方法は，高等専門学校設置基準に示された，一般的に高等専門学校に求められる内容を満たすものであると同時に，その学校の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については，教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに，学生が修得する単位や取得する単位や称号は，学校が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して，認定・授与され，学校は組織として自らが認定・授与した単位，称号の通用性について保証することが求められています。各学校は，そのような観点から，成績評価や単位認定，卒業（修了）認定を適切に実施し，学修の成果を有効なものとするのが求められます。

また，高等専門学校においては，人間の素養を涵養するための適切な取組が行われていることも必要です。

なお，本基準には，学科及び専攻科で，その特性に応じて，それぞれ別の基準が定められています。

基本的な観点

(準学士課程)

- 5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置（例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程が体系的に編成の体系性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。
- 5-1-② 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップ[※]による単位認定、補充教育[※]の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。
- 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業[※]、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。）
- 5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバス[※]が作成され、活用されているか。
- 5-2-③ 創造性を育む教育方法（PBL[※]など）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。
- 5-3-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。
- 5-4-① 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。
- 5-4-② 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動[※]等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

(専攻科課程)

- 5-5-① 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。
- 5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程が体系的に編成の体系的性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。
- 5-5-③ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。
- 5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）
- 5-6-② 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。
- 5-6-③ 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。
- 5-7-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。
- 5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

趣旨

高等専門学校教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図しているのかという点は、極めて重要です。高等専門学校教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学校は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

基本的な観点

- 6-1-① 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力，養成する人材像等について，その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について，単位修得取得状況，進級の状況，卒業（修了）時の状況，資格取得の状況等から，あるいは卒業研究，卒業制作などの内容・水準から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について，就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等から判断して，学校の意図する教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先などの関係者から，卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また，その結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

基準7 学生支援等

7-1 学習を進める上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制等が整備され，機能していること。

7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。

趣旨

学生は，高等専門学校で学習する上で，また生活する上で，様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり，高等専門学校としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては，授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメント等が考えられ，これらの問題への相談・助言体制等の対応が要求されます。

その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助等が考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。

また，特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，編入学生，社会人学生，障害のある学生等が考えられる。）に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，質，量ともに適切な人員及び施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害のある学生等が考えられる。）のニーズの把握はもちろんのこと，一般の学生のニーズも多様化しているために，学生のニーズを把握する取組も必要です。

基本的な観点

- 7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。
 - 7-1-② 自主的学習環境（例えば、自主学習スペース、図書館等が考えられる。）及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。
 - 7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズ（例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。
 - 7-1-④ 資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。
 - 7-1-⑤ 特別な学習支援が必要な者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、学習支援体制が整備され、機能しているか。
 - 7-1-⑥ 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。
-
- 7-2-① 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。
 - 7-2-② 特別な支援が必要な者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、生活面での支援が適切に行われているか。
 - 7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。
 - 7-2-④ 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

基準 8 施設・設備

8-1 教育課程に対応して施設、設備が整備され、有効に活用されていること。

8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

趣旨

この基準では、高等専門学校の目的及び目的に沿って編成された教育課程の実現に必要なとされる施設・設備が、学生、教員、職員等の関係者の利用のために十分に整備され、機能しているかどうかを評価します。

教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていなければなりません。また、学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され、かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に、学校の有する資産として、メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

基本的な観点

- 8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。
- 8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

趣旨

教育等の目的を達成するためには、教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており、実際に取組が行われ、機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても、外的環境の変化等への対応として、学校内外の関係者の意見を採り入れた評価を行うことが必要です。

また、この基準では、教材、学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか、ファカルティ・ディベロップメント[※]が適切に行われているか、など、基準1に定めた高等専門学校[※]の目的に沿って、不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され、機能しているかを評価します。

基本的な観点

- 9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。
- 9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価[※]に適切な形で反映されているか。
- 9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9-1-④ 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。
- 9-1-⑥ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

- 9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。
- 9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

基準10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

趣旨

高等専門学校は活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、安定した入学者数の確保が必要になります。また、予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、適当な自己資本（資金・資産）を保有することなどが必要になります。

また、高等専門学校は各種財源から収入を得て、それを管理し、学校の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていなければなりません。

また、財務諸表等、高等専門学校の財務状況が公表されるとともに、自己改善を目的とした評価とは別に、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。

基本的な観点

- 10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

- 10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

- 10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
- 10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

基準11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。
- 11-3 学校の目的を達成するために、高等専門学校活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

趣旨

高等専門学校が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また、外部有識者の意見が反映され、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。

また、高等専門学校は、学校教育法等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、学校全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し、自己評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、機能していること、そして自己評価の結果が公表されていることを評価します。

基本的な観点

- 11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。
- 11-1-② 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
- 11-1-③ 管理運営の諸規定が整備されているか。

- 11-2-① 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

- 11-3-① 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。
- 11-3-② 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

選択的評価基準について

機構の実施する認証評価は、高等専門学校の正規の課程における教育活動を中心として高等専門学校の総合的な状況を評価するものですが、高等専門学校にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つです。さらには、知的資産を有する高等専門学校は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで、「評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てること」「高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、基準11までの正規課程における教育活動及びそれを支援する活動以外の各種の活動を評価するための枠組みとして、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つの基準を選択的基準として設定しました。この選択的評価基準は、これらの基準に関わる活動等について学校の目的に照らして学校自らが重要と判断する場合、高等専門学校の希望に基づいて選択的基準として評価を実施するものです。

なお、選択的評価基準は、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各学校が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

「研究活動の状況」では高等専門学校で行われる研究活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する研究の目的が達成されたか否かによって評価されます。高等専門学校の研究活動から派生した産業界との研究連携や、地域貢献等の社会的効果は、この基準に該当する活動です。一方、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」は、正規課程の学生以外を対象とした教育活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する教育サービスの目的が達成されたか否かによって評価されます。公開講座の実施、学校（施設）開放など、広く高等専門学校が有する資産を正規課程の学生以外に提供する活動が、この基準に含まれます。

選択的評価基準 研究活動の状況

高等専門学校の目的に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究の目的に沿った活動の成果が上がっていること。

趣旨

高等専門学校は、大学や短大と並ぶ高等教育機関として、「知」の時代における現代社会に対して、個性ある多様な人材の供給に、独自の貢献を果たしています。各高等専門学校における研究活動は、その教育の質を保証する上での、重要な手段として位置付けられているとともに、日本の各地域に設置されている高等専門学校は、それぞれの地域において、重要な知的情報の発生源でもあり、研究活動を通して地域に貢献することへの期待もあります。

各高等専門学校においては、それぞれの置かれた状況に応じて、研究の目的やそれを実施するための方策を掲げており、ここでは、高等専門学校における研究の目的に沿った実施体制や、その成果等について評価を行います。

基本的な観点

- 1－① 高等専門学校の研究の目的に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。
- 1－② 研究の目的に沿った活動の成果が上げられているか。
- 1－③ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

高等専門学校の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

趣旨

高等専門学校は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請などに対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた学校となることが求められてきています。各学校は、実際に、これらのニーズや学校の置かれた状況を踏まえ、社会に対して様々な教育サービスを実施しています。

正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、図書館開放のような学習機会の提供などが挙げられます。このほかにも各学校においては組織的に、講演会、シンポジウム、委員会等への参画等を通じて、地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等が行われています。

高等専門学校によっては、このような教育サービスに関連する社会貢献、社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合もありますので、そのことが学校の目的に明示されていれば、本基準の評価対象とすることができます。

この選択的評価基準では、教育サービスに関わる目的の達成状況について、目的と計画の周知、計画に基づく実際の活動内容、成果、さらに改善のためのシステムを観点として評価を行います。

基本的な観点

- 1－① 高等専門学校のエラ育サービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程の学生以外に対する教育サービスが計画的に実施されているか。
- 1－② サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。また、改善のためのシステムがあり、機能しているか。

用語の解説

(本文中、*印の付されている用語の説明)

【機関別認証評価】(i 頁)

学校教育法第69条の4の規定により文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。高等専門学校においては、同法第70条の10において準用されている。

【正規課程】(i 頁)

本高等専門学校評価基準において定義している「準学士課程」及び「専攻科課程」を指す。(「準学士課程」及び「専攻科課程」の定義は、以下のとおり。)

【準学士課程】(i 頁)

深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することをおもな目的とし、卒業した者が「準学士」と称することができる課程。学科がこれに当たる。

【専攻科課程】(i 頁)

高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とした課程。専攻科がこれに当たる。

【基本的な観点】(i 頁)

各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための観点。基準を満たしているかどうかを判断する重要な要素となるが、観点そのものについては、それを満たしているかどうかの判断は行わない。なお、選択的評価基準においては、各学校が定める目的に対する達成状況を判断する重要な要素となる。

~~【アドミッション・ポリシー】(7頁)~~

~~受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。~~

【インターンシップ】(10頁)

学生が在学中に、企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

【補充教育】(10頁)

高等専門学校入学後、必要に応じて行う学生の履修歴に対応した補習教育。

【フィールド型授業】(10頁)

学生の学習効果を高めるための野外における調査など教室や実験室外における実践的な授業。

【シラバス】(10頁)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業名、担当教員名、授業目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

【PBL】(10頁)

Problem - based Learning または Project - based Learning の略で、実社会で役に立つプロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法。

【課外活動】(10頁)

幅広い知識と豊かな人間性を涵養するために、授業以外に生活全般を通じて学生が学ぶことのできるような活動。例えば、部活動、サークル活動、自治会活動や自主的な学生の研究会などがこれに当たる。

【ファカルティ・ディベロップメント】(19頁)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【自己点検・評価】(20頁)

学校教育法第69条の3に規定される、大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。高等専門学校においては、同法第70条の10において準用されている。